

アベ・ド・サン＝ピエールにおける恒常的社会結合としての近代：永久平和論、ヨーロッパ思想に関する一研究<其の一>

著者	木下 元
雑誌名	聖学院大学総合研究所Newsletter
巻	Vol.27
号	No.2
ページ	59-65
発行年	2018-03
URL	http://doi.org/10.15052/00003392

アベ・ド・サン＝ピエールにおける恒常的社会結合としての近代 永久平和論、ヨーロッパ社会思想に関する一研究 <其の一>

木下 元

1. 【はじめに】

世界をあらためて見まわすと、陸続きの国に比べると陸続きでない単独の国は比較的少ないことが分かる。争いとはそもそも思想や宗教観の相違、価値観によって起こることが最大の原因ではあるが、陸続きゆえに手を出したくなるという物理的な欲望要因もある。現在、罪人が支配しているこの世界は、神によって与えられた命が誕生してからというもの争いが絶えない。陸続きの現世の土地では、人間が引く境であるわけで、完全な固定地など存在しきれなかったというのが罪人の言い訳であろう。本来土地などというものは、「限りなくなんじのものなればなり（「主の祈り」より）」なわけであるが、罪人故に今でも土地にまつわる争いというものは、形は変われど宗教的な理由や各覇権争い、そして傲慢で我儘な理由の上に行われている。その中において、ヨーロッパでは長年の夢の始まりである欧州連合（European Union（以下「EU」））が、一九九二年二月七日に欧州連合条約として調印され、翌年一月一日に欧州連合が発足した。一九八九年の東ヨーロッパ諸国における政変、一九八九年一月九日にベルリンの壁が崩壊、翌年一月三日にドイツが再統一されたことが、第二次世界大戦以後設立されてきた欧州諸共同体に大きな影響を及ぼし、条約締結、「EU」発足へ加速させた最大の要因であったわけである。ここでもことのはじまりは、中世も近代もヨーロッパの中心に位置するドイツが一つの始まり（ポイント）だったといえる。そもそも近代欧州連合統合史の観点から言えば、欧州経済協力機構（OEEC）、北大西洋条約機構（NATO）、欧州審議会（Council of Europe）、一九五二年に欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）、一九五七年の欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（EURATOM）の実績が大きいとともに、ブリュッセル条約¹⁾から数

えて「EU」設立まで約半世紀、ここまで約七〇年以上も時間をかけて作り上げてきた経緯がある。二一世紀の熟成・拡大期に入ってから、二〇〇五年五月二九日のフランスにおける欧州憲法条約否決や、二〇一六年六月二三日のイギリスにおける欧州連合離脱国民投票における離脱派勝利など、欧州統合の難しさ（人間の罪人さ欲深さ）が表れてきた時代である。つまるところ、恒常的に社会結合を発足・維持していくということは、時代問わず、如何に大変なことであるかということである。現代における社会結合に関しては後段で示していくこととする。

この研究は、一六世紀から一九世紀にかけてのヨーロッパを巡る宗教観、歴史、偉大な思想家・哲学者と対比させながら、恒常的な社会結合をめざし、永久的に安全で平和を手に入れること。その平和により戦争からの命の保証、経済的な繁栄、地位継承などを人間に与えるために考え、勇気ある提唱をした、アベ・ド・サン＝ピエール（Charles - Irénée Francois Castel de Saint-Pierre（Abbe de Saint-Pierre）：以下「サン＝ピエール」²⁾）の永久平和論を分析することにより、ヨーロッパ、世界の統合思想・平和論の源流と発展の歴史的考察を踏まえ、近代へ受け継がれてきた平和の源流とは何か、また、サン＝ピエールから影響を受け、批判した偉人たちからも比較考察していくものである。サン＝ピエールは、ジャンジャック・ルソー（Jean-Jacques Rousseau：以下「ルソー」³⁾）やイマヌエル・カント（Immanuel Kant以下「カント」⁴⁾）の栄光の陰にもなりえなかった悲運の思想家とも言われている。それは一般的に、思弁的、思想的、神学的、哲学的素養に深みが無く完成度が低いとされ、専門家以外には世の中から忘れ去られているかのように見える思想家である。しかし彼は低きではなく、人類において現代にあたえた平和的功績は計り知れないものがあると言ってよい。サ

ン=ピエールの掲げた恒常的な社会的結合（欧州国家連合：ヨーロッパ国家団）、まさに現代の欧州連合ことEUのようでもある。現EUは、今ではEU大統領（欧州理事会議長）⁵⁾も存在し、通貨統合だけでなく、国境通過にかかる手続き負担を大幅に削減、欧州議会の直接選挙や、欧州連合基本権憲章採択など、欧州連合の市民権概念を具現化しつつある。EUのもとになった思想として、サン=ピエールの功績が徐々にではあるが注目されてきている。その他、ミッション的解釈とともに、ホップズ⁶⁾、ジョン・ロック⁷⁾、ルソー、サン=シモン⁸⁾、カント、ベンサム⁹⁾といった系譜を通してして分析していくこととなる。

なお、本稿で用いた原書は、パリのLibrairie Arthème FayardからCorpus des oeuvres de philosophie en langue françaiseシリーズとして一九八六年に刊行されたSimone Goyard-Fabre校訂による仏語原典である。また、過去の論稿に多かった一七二九年度版（要約）版『永久平和概要（初版）』（以下「概要」）¹⁰⁾は、基本的には使用対象とはしていない。

2. 【ヨーロッパにおける戦争と平和思想における系譜】

平和を語る思想は古代よりいつの時代も考え語られ、さまざまなかたちで施策されてきていることは人類史に深く刻まれている。中世と近代では国家形成における神学的平和概念が違う点も明らかである。時代系譜からの相違点として、中世の神学的統一理想から、近代の神を置き去りの勢力均衡理想へと変わってきたことが、近代にあっても罪人である人類は、真の平和世界を構築できない原因の一つである。その根底には人間の属欲たるものがある。キリスト・イエスが説いた真の完全に自由で平和な歓喜に満ちた神の国の完成にはまだまだほど遠い。その人間に潜む愚かな属欲が人間から消え去らなかりぎり平和は訪れないであろう。つまり、これではいつになっても神の国には近づかない。

現在、人類史を見返するに、残念ながらその点において疑いの余地がない理由として、人間は神の思いとはまったく違った方向の逆作用を及ぼし、今もなお、争いに明け暮れ、罪をおかし続けて（平和を遠ざけて）いるからである。このように改善できない罪人の人間に対し、痛烈な一矢を放ったサン=ピエールの「永久平和論」には、キリスト教君主間における永遠平和実現のための条約案が記されている。そのことだけを見ると、いかにも神学的、キリスト教世界のヨーロッパだけの平和集合体のみを目指しているかのように感じられるが、その実態は、戦争の不合理性、平和の利益性を何度も丁寧につき、ヨーロッパ統合後は全世界の平和統合を視野に入れて説いている人類に対する永久平和論なのである。

その内容は、自らは修道院長ではあるものの、神学としてではなく、結果的にミッション的観点からの反省、脱却を目指し、平和のために各国君主に猿轡をはめ、平和を維持して行こうというものである。よって、彼の平和論は理性による神学者らしからぬ功利的¹¹⁾なもので、キリスト教国という名目ではあるものの、まったく神学的ではない。ここに、神学の名の下ではまとめられない人類史上はじめての実利近代的平和論と称するものが誕生したのである。つまり、神の国（真の平和）がくるまでの罪人を、仮の平安に置く平和論なのである。そしてこの猿轡（罪人における仮の平和）の実現でさえ、やはり長い年月と争いを経たなければならなかったわけである。それが、第一次世界大戦後の一九二〇年一月一〇日に発足したのが国際連盟（League of Nations）である。しかし、仮平和の国家間の連合という国際連盟を持ってしても、またしても第二次世界大戦という惨劇を防ぐことが出来なかった。第二次世界大戦後の一九四五年一〇月二四日には、勝者となった連合国側が中心となり、国際連合（United Nations）を発足させたのである。そして失敗に終わった国際連盟は、正式には一九四六年四月に解散となった。

何度も罪を犯しながら、神の国を目指し、罪人は少しずつ成長することにより、つまるところ、やっとのことでサン=ピエールの提唱した平和連合（仮平和）への歩みをはじめたわけなのである。人類にとって国際連合までの歩みというものは、人間の愚かさを証明している。あくまで仮平和なのである。第二次大戦後は世界大戦というレベルのものはないが、それでも多くの紛争、戦争は現在でも繰り返され、多くの難局や、その度に戦争の縁まで行ったり来たりしている現状は、いつまでも神の国（真の平和）をもたらせないことに、神学者としてのサン=ピエールは嘆いていることだろう。しかるに、この大作を深く読解し、仮平和の世界を実現させることは、実は罪人世界を永久平和（真の神の国到来）の実現に、少しでも近づける最善策であると言ってよいのではないだろうか。

サン=ピエール以前にも、神学的観点の平和構想というものが、少なからず存在したことは知られているが、それらはそもそも平和論かという疑問視が持たれないわけではない。例えば、非キリスト教圏からの防衛策のために全ヨーロッパ大陸を対象にした統合論というものが、ヨーロッパ内では結果的に平和を維持することとなるわけであるが、それは対岸に敵を置いての内輪的な平和を目指した平和であるといえる。あくまで敵対する相手がいることから平和論といえるのかは疑問が残る。目指す平和とは世界平和が最終目的であり、その過程における一部限定的地域内での平和論と言うことができよう。

さて、二〇一七年は宗教改革から五〇〇年という人類において節目の年であったわけであるが、欧州だけでなく世界にとって人類にとって非常に大きく深く考えさせられる時であった。動乱続きのヨーロッパで起きた中世の平和論は、この五〇〇年にかぎらずヨーロッパの歴史が、「ヨーロッパ」という言葉において、ギリシャ神話¹²⁾に誕生して以来、宗教、戦争に明け暮れた表現とす

ることができよう。八世紀後半から九世紀初頭の代名詞である、強大なフランク王国¹³⁾のシャルルマーニュ¹⁴⁾ことカール大帝（神聖ローマ皇帝）は、神聖ローマ帝国¹⁵⁾の王として長期君臨し、現ECC加盟国とほぼ一致する領域を支配下に治めた。またそれと同時に、ヨーロッパという呼称とヨーロッパを指すシステム（概念）の誕生と目される重要な出来事が、西暦八〇〇年にローマ教皇がカール大帝（一世）に神聖ローマ皇帝（西ローマ皇帝）の帝冠を授けたということ時点から始まったと考えられる。いわゆるヨーロッパの大実力者（ローマ皇帝）とローマ教皇との提携により、呼称とシステムとしての「ヨーロッパ」の形成、確立、歴史が、西ローマ帝国復活によりここに始まったということである。そして神聖ローマ皇帝となったカール大帝ことシャルルマーニュを形容する際に、「ヨーロッパ」という言葉を用いて呼称したということは見逃せない重要な点であろう。その後のルイー一世（ルートヴィヒ一世）¹⁶⁾からの失政というものがあるが、皮肉にもヨーロッパ連合案（平和論）の具体的な事例原点ともいわれる、ドイツ領邦連合を生み出したともいわれている。のちの中世平和論の下地となる重要な原点である。さらに、一一世紀後半から始まった十字軍による度重なる遠征失敗は、ヨーロッパの象徴とも言うべきローマ教皇の権威を失墜せしめることとなったわけであるが、その反面、各国王による国家主権の動きを生みだし、世俗的国际社会形成の契機ともなったのである。このカール大帝から十字軍遠征（一〇九六―一二七二 [第一回から第九回]）までによる一連の時期を通して、一つの社会・地域としてだけでなく、ヨーロッパというシステム（概念）を形成（形容）し、確立させたといえる。

一四世紀に入ると、このヨーロッパシステムの“具体化”へ向けての形成が増進されていくこととなる。奇しくもここでも人類における一つのヨーロッパ（システム）とその平和への発展とは、十字軍の結果（紛争、戦争、殺し合い）を受けて、

具体化形成において考助する動きが見えてきた。一三〇六年に発表されたピエール・デュボワ¹⁷⁾による『聖地の回復について』¹⁸⁾では、キリスト教共和国の設立などが提唱された。これはそもそも平和以前に、聖地（エルサレム）を回復するために国際的な団体の結成のためのものであるが、注目すべきはヨーロッパを一つのシステムとして、ヨーロッパとしての議会（現EU議会への芽生）構想や、ヨーロッパ内での紛争解決のための仲裁組織構築（アンリ四世、サン＝ピエール構想への芽生）など、評価に値するものである。一三二六年にはマルシリウスの反教皇政治の『平和の擁護者』、一四五八年にはイジー・ポディエブラト¹⁹⁾によって対トルコ軍事同盟という、ここでも対敵国を想定とした、統一議会、統一軍隊を持つヨーロッパ連合構想である『トルコに対するキリスト者の団結について』²⁰⁾『同盟と国家連合について』²¹⁾が世に示された。この軍事同盟案の発端は、一四五三年に起きたオスマン帝国のメフメト2世（トルコ人）によるコンスタンチノーブルの陥落（占領）、東ローマ帝国の滅亡という衝撃によるものであった。これによりヨーロッパ各国に君主に対し、一致して（Congregatio Concorda）対応するための二ヶ条案を示し、召集までも計画していたことは先駆者の一人であるといえる²²⁾。

そして、ついに一五一七年に起きたルターを発端に起きた宗教改革は、その後の世界に及ぼした功績と功罪は、人類にとって絶大なものとして様々な観点から考えさせられる事がらである。勿論、結論からすればプロテスタントの発展は人類にとって良かったことではあるが、その反面、その後も多くの血が流され、仮平和である世界平和への歩みにおいて本当の意味では未だ確立されていない。しかし必要な時間でもあったわけである。ルター（プロテスタントの台頭）に対して、オーストリア・ハプスブルグ家のマクシミリアン一世と、その権力を継承したカール大王（五世）は決定的打開策を講ずることができずに、一五五五年

にルター派（プロテスタント）とアウグスブルグ和議を結ばざる負えなかったわけである。そして仏・ヴァロア朝のフランソワ一世もカール五世と対峙していたが、神学者たちの論争が勃発したことにより、フランソワ一世死後四十年近くにわたって自国を荒廃させた内戦（ユグノー戦争一五六二—一五九八）のことなど知る由もない。

ドイツから全ヨーロッパへ波及したこのプロテスタントイズムは、特にこの時代、フランス国内で勃発したユグノー戦争による新旧両教勢力による対立（内戦）が象徴的である。それはブルボン家初代王アンリ四世（アンリ・ド・ナヴァール）がカトリック、プロテスタントの改宗劇、スペイン・ハプスブルグ家のフェリペ二世とのヴェルヴァン休戦策を講じながら、最終的に「ナントの勅令」にて終息させたわけである。この経験こそが、その後の叶わなかったことであるが、アンリ四世とシェリー公による植民地の犠牲の上に成り立つ「ヨーロッパの平和」を願った欧州連合大計画の誕生が有名である。争いの後の平和連合。現代と変わらないではないか。ただし、この欧州連合大計画で問われているのは、ここでも中身は世界平和ではなく、あくまでヨーロッパの平和なのである。一六〇〇年に刊行されたカンパネラの『イタリアの原理の考察』では、宗教改革によって生み出されたキリスト教分裂の危機的状況をよく表している。ヨーロッパでは宗教と覇権争いによる分裂・対立の頂点が、三十年戦争（一六一八—一六四八）ともいわれている。この終息にウエストファリア条約が有名であるが、この条約において、ドイツ領邦君主たちは外交権を含むほぼ完全な独立主権を認められたことは大きな出来事であった。これが通称「ドイツ諸領邦国家団」の語源と言われている。ただし、この戦争の代償も半端なく大きく、ヨーロッパの全人口の三分の二が失われたわけである。そこまでして宗教・宗派の違いで争わなければならないのであろうか。そのような経験をして、再び争いははじめる罪人に真の平和、神の

国が現れるはずがないのである。現在のEU範囲で算出すると、三十年戦争前のヨーロッパの人口は一三五〇万人である。その人口の三分の二であるから約九〇〇万人の人の尊い命が失われたのである。この事実を受ければ、誰もがプロテスタントだ、カトリックだと争う意味や価値がどこにあるのが見えなくなるものである。

同時期にして英国では、清教徒（ピューリタン）革命（一六四〇―一六六〇）、トマス・ホブズの『リヴァイアサン』（一六五一）、そして一八世紀にはスペイン継承戦争（一七〇一―一七一一）、アンリ四世（大王）の大計画を大いに参照したとされる、ヨーロッパの平和を考えたサン＝ピエールの永久平和論がある。だがサン＝ピエールの最終目的は、アンリ大王とは違い世界平和であったことが草案の序章や本文随所から読み取ることができる。オーストリア継承戦争（一七四八）、ルソーの『サン＝ピエール師の永遠平和論抜粋』、『永久平和論批判』、そして一七八七年にブルボン朝の王権に対する貴族の反抗に始まった擾乱は、一七九四年のテルミドール反動を経て、一七九九年にナポレオン・ボナパルトによるクーデターと帝政樹立に至るフランス革命へとつながる。この間のカントの『永遠平和のために』（一七九五）も忘れてはならない。つまるところ、ヨーロッパとは、宗教と王家、戦争、平和論の繰り返しそのものといえる。今、武力による戦争が欧州内で無い状態は奇跡の期間なのであろうか。二十世紀半ばまで地理的概念でしかなかったヨーロッパが、宗教と戦争、国境を越え、いまや「ヨーロッパ人」創出の試みとして統合を進展させ、EUという一つの政治的実存へと発展してきた。

次回掲載予定 (to be continued)

3. 【サン＝ピエールを評したルソー】
4. 【サン＝ピエールの「永久平和論」誕生系譜】
5. 【『ヨーロッパにおける永遠平和の草案』】

注・引用文献

- 1) 1948年3月17日に調印された条約。「経済的、社会的及び文化的協力並びに集団的自衛のための条約 (Treaty of Economic, Social and Cultural Collaboration and Collective Self-Defence)
- 2) シャルル・イレネ・フランソワ・カステル・ド・サン＝ピエール (アベ・ド・サン＝ピエール) (Charles-Irénée François Castel de Saint-Pierre (Abbé de Saint-Pierre) 1658年2月18日 - 1743年4月29日) 仏国の聖職者、外交官であり「永久平和論」を提唱した思想家。1695年ティロン修道院長、アカデミー会員に推薦。ユトレヒト講和(平和) 会議に出席(枢機卿ポリニャックに随行)。講和会議期間を中心に『ヨーロッパにおける永遠平和の草案』2巻(1713)と、『キリスト教君主間における永遠平和実現のための条約案』(1717)を出版。この計3巻を総称してサン＝ピエールの「永久平和論」と呼称されている。詳細は各Remark, quotation, reference(註釈、引用、参照)にて。自然法だけでなく実定法たる国際法によって列国君主による国際平和機構の設立、国際裁判所の設置、国際軍の設立、戦争放棄などを主張し、ルソーやカントなどの平和思想に大きな影響を与えた。
- 3) ジャンジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau 1712年6月28日 - 1778年7月2日) 仏語圏ジュネーヴ共和国に生まれ仏国で活躍した哲学者。哲学、言語、音楽、植物学まで幅広い才能豊かな人物。ホブズ、ロックと並び、近代的な「社会契約 (Social Contract) 説」論理を提唱した。ルソー『社会契約論』は一般意志に服従することを重要としており、社会契約による形成課程ではないところに先人の二人との違いがある。
- 4) イマヌエル・カント (Immanuel Kant 1724年4月22日 - 1804年2月12日) は、プロイセン王国(ドイツ)の哲学者である。『純粹理性批判』、『実践理性批判』、『判断力批判』の三大批判書を通して、批判哲学による認識論があまりにも有名である。「コペルニクス的転回」をもたらしたとされる。フィヒテ、シェリング、ヘーゲルへと続くドイツ古典主義哲学(ドイツ観念論哲学)の祖とされる。彼が定めた超越論哲学の枠組みは、以後の西洋哲学全体に強い影響を及ぼしている。ケーニヒスベルク大学の哲学教授。
- 5) 初代大統領：ヘルマン・ファン・ロンパイ (Herman Van Rompuy [ˈɦɛrman van ˈrɒmpœy] 1947年10月31日～)

2009年12月1日、リスボン条約で新設された常任の欧州理事会議長に初代として就任し2期5年務めた。二代大統領：ドナルド・フランチシェク・トゥスク（ポーランド語：Donald Franciszek Tusk, 1957年4月22日～）2014年12月1日から現職（二期目）。トゥスクのEU大統領選出、また再任では、トゥスクと親しいドイツのアンゲラ・メルケル首相が強力に支持したとされている。

- 6) トマス・ホブズ（Thomas Hobbes, 1588年4月5日 - 1679年12月4日）英国の哲学者。17世紀近世哲学にあって、合理主義哲学の祖であり、近世哲学の祖として知られるルネ・デカルトなどと共に機械論的世界観の先駆の哲学者の一人。またバールーフ・デ・スピノザなどとともに唯物論の先駆的思索を行った哲学者。政治哲学者として側面は広く周知され、人工的国家論の提唱と社会契約説（自然論）により近代的な政治哲学理論を基礎づけた人物。ピューリタン革命時代において人間は自己保存欲望を満たそうとする利己的存在であると考え、ホブズにおける自然状態とは、互いの利害が衝突して、「万人の万人に対する闘争」が果てしなく続くことを解き、自己保存が最大目的のことから互いの生命が脅かす矛盾を解決するために、各自が自然権（誰にも奪われてはならない生まれながらに持つ人間が権利）を放棄し、共通権力に委ねることを提言。こうして作られた強大な力を持つ国家をリバイアサンと名づけた。このようなことから、ホブズは専制君主制を擁護するかの如く長期間思われてきた。実際には専制君主制を擁護するための論考ではないという説が、最近では用いられてきている。
- 7) ジョン・ロック（John Locke, 1632年8月29日 - 1704年10月28日）英国の哲学者であり政治哲学者。イギリス経験論、主著『人間悟性論』（『人間知性論』）において経験論的認識論を体系化。『統治二論』などにおける彼の自由主義的政治思想は名誉革命を理論的に正当化するものとなり、その中で示された社会契約や抵抗権についての考え（思想）はアメリカ独立宣言（アメリカ合衆国の独立）、フランス人権宣言（フランス革命）にも大きな影響を与えた。名誉革命に理論的根拠を与えたロックによる自然状態とは、自由、平等、平和などが比較的保たれている状態と考えた点がホブズとの相違である。創造主によって人間は等しくつくられたものであって理性の声は存在している。自分の所有を侵害されないという自然権は、各人が他人の所有権を侵害してはならないとする自然法

を守ることで初めて成立する。ロックはこれを「理性の法」と呼び、「理性の法」が働いていれば自然状態だと考えた。それではなぜ政治社会において社会契約を結ぶことが必要なのは、所有権の侵害（自然法を破ること）を防止するためである。社会契約は人間関係に必然的に発生する悪を取り除くためではなく、自然法がより確実におこなわれるために結ばれる必要があると、国民側に主権を置いて考えた。そこが自然権を放棄するホブズの社会契約との相違である。だから、社会契約を結んだ政府が、国民の安全と義務とを守らない場合には、国民はあずけた権利を取り戻す（抵抗権）を持ち、ひいては政府を取り替える（革命権）をも有する。さらに政府がその役割を果たすか否かのチェックを行えるために権力の分立を考案した。

- 8) サン＝シモン伯爵クロード・アンリ・ド・ルヴロワ（Claude Henri de Rouvroy, Comte de Saint-Simon, 1760年10月17日 - 1825年5月19日）は、フランスの社会主義思想家（“新”キリスト教人道主義）。人道主義と実証主義社会学（サン＝シモン主義）。シャルルマーニュの血統を引くというフランスでも高位の貴族の末裔としてパリに生まれる。実証主義社会学として名を遺した。森博「サン・シモンの生涯と著作（二）」『サン・シモン著作集』第二巻、厚星社厚生閣、1987年、396-405頁
- 9) ジェレミ・ベンサム（Jeremy Bentham, 1748年2月15日 - 1832年6月6日）イギリスの哲学者・経済学者・法学者。功利主義の祖として、19世紀前半にイギリス東インド会社の勢力圏で用いられた行政法体系に影響を与えた。
- 10) 『永久平和概要（初版）（Saint-Pierre, Abbé de, *Abrégé du projet de paix perpétuelle*, 1729.）』
- 11) 米田正平（2013）「啓蒙の経済学：アベ・ド・サン＝ピエール、ムロン、モンテスキューの商業社会論をめぐる（下）」『下関市立大学論集』紀要第57巻2号 P68
- 12) 「ポセイダンの孫娘、フェニキア王アゲノールの娘であるエウロペ（Europe）」の記述がある。Bizauet, Armand, *Le Grand Marché Européen* (Que sais-je 2517), Paris, 1993, p.3.
- 13) フランク王国・カロリング朝13のカール大帝（一世）：レオ三世（ローマ教皇）から帝冠後は神聖ローマ帝国の君主であるローマ皇帝を指す。古代ローマ皇帝や東ローマ皇帝と区別するための歴史学的呼称である。実際に用

- いられた称号ではない。カール大帝以降を指す場合とオットー 1 世以降に限る場合がある。
- 14) 仏語でシャルルマーニュ (Charlemagne) と言う。またカール大帝、カール 1 世、シャルル 1 世とも言う。稀に英語読みのチャールズ大帝という表記が用いられることもある。
 - 15) 復興した古代西ローマ帝国。シャルルマーニュ (Charlemagne) 帝国、またはカロリング朝時代のフランク王国は「フランク帝国」「カロリング帝国」ともいう。
 - 16) ルートヴィヒ 1 世 (ドイツ語: Ludwig I, 778年 - 840年 6月20日) はカール大帝の三男で、大帝死後も唯一生存していた嫡出の男子である (フランク王在位: 814年 - 840年)。フランス語ではルイ 1 世 (Louis Ier)。「ルイ敬虔王 (敬虔帝)」(ドイツ語: der Fromme、フランス語: le Pieux) と呼ばれる。
 - 17) Pierre Dubois 1250-1312
 - 18) Dubois, Pierre, *Do Reccupatione Teer Sancte*, 1306.
 - 19) George Podiebrad (Jiříz Poděbrad) 1420-1470 ボヘミア王 (フス派)
 - 20) Poděbrad, George, *De Unione Christianorum Contra Turcos*, 1458.
 - 21) Poděbrad, *Traité des Alliances et Confédérations*, 1458.
 - 22) Lucien de Sainte-Lorette; *L'idée d'union fédérale européenne*, Collection Armand Colin, n° 298. Section d'histoire et sciences économiques, 1955, P.P. 9 -21

(きのした・はじめ 聖学院大学大学事務局学術支援部部長)